

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和7年6月25日・26日

1. 条例案

第91号議案	島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(地域福祉課) …	1
第92号議案	島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健康推進課) …	2

2. 一般事件案

承認第1号議案	専決処分事件の報告及び承認について 《令和6年度島根県一般会計補正予算(第11号)》	(健康福祉総務課) …	3
承認第2号議案	専決処分事件の報告及び承認について 《令和6年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算(第4号)》	(健康福祉総務課) …	3
承認第3号議案	専決処分事件の報告及び承認について 《令和6年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第4号)》	(健康福祉総務課) …	3

3. 予算案

第81号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算(第1号)[関係分] (健康福祉総務課) … 6

4. 報告事項

- (1) 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
(健康福祉総務課、薬事衛生課) … 10
- (2) 国民健康保険料の滞納等の状況について (健康推進課) … 15
- (3) 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について (高齢者福祉課) … 17
- (4) 「介護現場革新サポートセンターしまね」の開設について (高齢者福祉課) … 18
- (5) 介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査について
(高齢者福祉課、障がい福祉課) … 19
- (6) 令和6年度児童相談の状況について (青少年家庭課) … 20
- (7) 令和6年度における女性相談の実施状況について (青少年家庭課) … 27
- (8) 令和6年合計特殊出生率等について (子ども・子育て支援課) … 32
- (9) 令和7年度放課後児童クラブの状況(速報値)について (子ども・子育て支援課) … 33

(10) 障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績について	(障がい福祉課) …	34
(11) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について	(障がい福祉課) …	35
(12) 島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)について	(障がい福祉課) …	36

【別冊資料】

資料1 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

資料2 島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)(素案)

【第 91 号議案】

令和 7 年 6 月 25 日・26 日
環 境 厚 生 委 員 会 資 料
健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

民生委員の定数については、民生委員法第 4 条の規定により、県が市町村の意見を聴いた上で厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村ごとの定数を条例で定めることとされている。

民生委員の任期は 3 年であり、令和 7 年 12 月 1 日に迎える一斉改選に合わせて、各市町村からヒアリングを行った結果、雲南市から定数増の要望があったため、県の配置基準の範囲内において、定数の改正を行うものである。

【参考】県の民生委員配置基準

本県では、過疎化や高齢化が進む実情を踏まえ、厚生労働大臣の定める参酌基準に世帯密度等を考慮に入れた配置基準を定めている。

民 生 委 員	
地区担当民生委員・児童委員	主任児童委員
「世帯密度」「高齢者世帯の割合」を考慮の上、下記の基準で配置 ・市 65～230 世帯に 1 人（旧郡部は 45～140 世帯に 1 人） ・町村 50～105 世帯に 1 人	「18 歳未満の子どもがいる世帯密度」「要保護・準要保護児童・生徒割合」を考慮の上、下記の基準で配置 ・市 340～1,400 世帯に 1 人（旧郡部は 430～930 世帯に 1 人） ・町村 700～1,000 世帯に 1 人

2 条例改正の概要

雲南市の民生委員の定数を「143 人」から「145 人」に改める。

【参考】各市町村の民生委員定数（中核市の松江市を除く）

市町村名	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町
改正後	195人	432人	183人	163人	127人	110人	145人	65人	33人	23人	39人	66人	56人	40人	15人	16人	6人	67人

3 施行期日

令和 7 年 12 月 1 日

【第 92 号議案】

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

県が国保事業費納付金を算定する際に用いる基準額（高額医療費負担金基準額）が 80 万円から 90 万円に引き上げられたことから、条例の関係規定（条例第 12 条第 2 項）「80 万円を超えるものの 80 万円を超える部分」を「90 万円を超えるものの 90 万円を超える部分」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 参考（国保財政の仕組み）

- （1） 従来、国保の運営は市町村単位で行われていたが、財政安定化を目的として、平成 30 年 4 月より県が財政運営を担うこととなり、県は毎年度、国保事業に要する費用として国保事業費納付金を算定し、市町村に納付を求めている。
- （2） 国保事業費納付金は、翌年度の保険給付費見込み額から公費等（歳入・歳出）を加算・減算して、「県全体で納付金として集める総額」を算出し、各市町村の被保険者数や所得、医療費等を考慮して按分し、市町村ごとの納付金として決定している。
- （3） 県は、市町村から集めた国保事業費納付金等を財源として、各市町村に保険給付費等交付金を交付しており、各市町村はそれを財源として被保険者への保険給付を行っている。

令和6年度補正予算(令和7年3月31日専決処分)
(健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,618,881	2,348,838	0	0	2,618,881	2,348,838
地域福祉課	1,403,885	949,289	▲ 30,683	▲ 11,215	1,373,202	938,074
医療政策課	11,329,841	7,224,055	▲ 20,845	2,150	11,308,996	7,226,205
健康推進課	20,914,219	19,162,610	▲ 5,781	▲ 5,781	20,908,438	19,156,829
高齢者福祉課	15,556,689	12,831,210	▲ 49,998	▲ 1,010	15,506,691	12,830,200
青少年家庭課	3,247,087	2,153,363	0	0	3,247,087	2,153,363
子ども・子育て支援課	10,145,445	9,471,730	0	0	10,145,445	9,471,730
障がい福祉課	11,328,935	9,039,292	▲ 182,014	65,295	11,146,921	9,104,587
薬事衛生課	2,686,374	2,129,397	▲ 18,346	▲ 16,879	2,668,028	2,112,518
健康福祉部計	79,231,356	65,309,784	▲ 307,667	32,560	78,923,689	65,342,344

2. 特別会計

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	247,034	0	▲ 1,328	0	245,706	0
島根県国民健康保険特別会計	62,328,136	0	231,149	0	62,559,285	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	460,487	0	0	0	460,487	0

■令和6年度補正予算(令和7年3月31日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		79,231,356	▲ 307,667	78,923,689	▲ 279,527	0	0	▲ 60,700	0	32,560
地域福祉課		1,403,885	▲ 30,683	1,373,202	▲ 2,068	0	0	▲ 17,400	0	▲ 11,215
1	生活困窮者支援体制整備事業費	44,477	▲ 4,583	39,894	・子どものセーフティネット推進費					
2	被災者への支援事業費	26,428	▲ 26,100	328	・災害援護資金貸付金事業					
医療政策課		11,329,841	▲ 20,845	11,308,996	▲ 22,995	0	0	0	0	2,150
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	287,843	▲ 94	287,749	・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 ▲54 ・地域医療支援事業 ▲40					
2	へき地等の医療機関を支援する事業費	100,623	▲ 19,133	81,490	・へき地診療所運営費補助					
3	風水害震災時の医療体制整備費	13,412	▲ 397	13,015	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援)					
4	外国人患者に対する医療提供体制整備費	1,342	▲ 1,221	121	・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業					
5	一般職給与費	305,461	0	305,461	・一般職員 35人					
健康推進課		20,914,219	▲ 5,781	20,908,438	0	0	0	0	0	▲ 5,781
1	国民健康保険支援事業費	5,480,532	▲ 5,781	5,474,751	・国民健康保険特別会計繰出金					
高齢者福祉課		15,556,689	▲ 49,998	15,506,691	▲ 48,088	0	0	▲ 900	0	▲ 1,010
1	福祉人材確保・育成事業費	1,204,609	▲ 45,831	1,158,778	・福祉・介護人材確保定着促進事業 ▲10,512 ・介護人材確保・職場環境改善等事業 ▲35,319					
2	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	190,339	▲ 4,167	186,172	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
障がい福祉課		11,328,935	▲ 182,014	11,146,921	▲ 204,909	0	0	▲ 42,400	0	65,295
1	障がい者施設等整備事業費	287,433	▲ 129,747	157,686	・障がい者福祉施設等整備事業					
2	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,462,141	▲ 5,967	2,456,174	・障がい者自立支援医療給付事業					
3	障がい児施設等給付費	1,482,506	0	1,482,506	・障がい児施設措置費 ・障がい児入所給付費					
4	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費	226,300	▲ 46,300	180,000	・障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業					
薬事衛生課		2,686,374	▲ 18,346	2,668,028	▲ 1,467	0	0	0	0	▲ 16,879
1	感染症の医療体制整備事業費	590,531	▲ 18,346	572,185	・感染症指定医療機関運営費					

■令和6年度補正予算(令和7年3月31日専決処分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	247,034	▲ 1,328	245,706	▲ 1,328	0	0	0	0	0
1 予備費	76,988	▲ 11,236	65,752	・予備費					
2 一般会計繰出金	0	9,908	9,908	・一般会計繰出金					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	62,328,136	231,149	62,559,285	456,082	0	0	0	▲ 224,933	0
1 国民健康保険管理運営費	8,311	0	8,311	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	52,039,617	245,584	52,285,201	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,741,027	0	7,741,027	・後期高齢者支援金					
4 介護納付金	2,182,891	0	2,182,891	・介護納付金					
5 特別高額医療費共同事業拠出金	137,335	▲ 14,435	122,900	・特別高額医療費共同事業拠出金					

令和7年度6月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,718,427	2,412,316	0	0	2,718,427	2,412,316
地域福祉課	1,144,016	951,184	0	0	1,144,016	951,184
医療政策課	11,549,634	7,431,789	19,008	0	11,568,642	7,431,789
健康推進課	21,438,044	20,022,674	0	0	21,438,044	20,022,674
高齢者福祉課	15,612,131	14,054,108	6,922	2,308	15,619,053	14,056,416
青少年家庭課	3,420,720	2,201,363	0	0	3,420,720	2,201,363
子ども・子育て支援課	10,148,051	9,600,219	0	0	10,148,051	9,600,219
障がい福祉課	11,450,201	9,330,307	0	0	11,450,201	9,330,307
薬事衛生課	1,294,156	1,113,195	0	0	1,294,156	1,113,195
健康福祉部計	78,775,380	67,117,155	25,930	2,308	78,801,310	67,119,463

■令和7年度6月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
議 案 事 業 名					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		78,775,380	25,930	78,801,310	23,622	0	0	0	0	2,308
医療政策課		11,549,634	19,008	11,568,642	19,008	0	0	0	0	0
1	風水害震災時の医療体制整備費	15,600	19,008	34,608	・災害時歯科保健医療提供体制整備事業					
高齢者福祉課		15,612,131	6,922	15,619,053	4,614	0	0	0	0	2,308
1	福祉人材確保・育成事業費	4,151	6,922	11,073	・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業					

【6月補正（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

(単位:千円)

No.	事 業 名	予算額	説 明	所管課								
1	准看護師養成所学生 向け奨学金制度	制度創設	看護師の確保を図るため、看護師資格取得を希望する准看護師養成所の学生に対して授業料等に充てる奨学金を貸与 [事業実施主体] 松江市医師会 [貸付対象者] 松江看護高等専修学校（准看護師養成所）の学生 [貸付上限額] 1 年次 39 万円／人 2 年次 27 万円／人 [返還免除の条件] 県立松江高等看護学院（看護師養成所）へ進学し卒業後、3 年間（2 年次から貸与の場合 1 年間）県内病院等に勤務 [開始時期] R 8 年 4 月 【参考】令和 6 年度末卒業生の県内就職率 <table><tr><td>島根大学看護学科</td><td>42.1%</td><td>県立大学看護学科</td><td>50.6%</td></tr><tr><td>県立石見高等看護学院</td><td>94.6%</td><td>県立松江高等看護学院</td><td>80.0%</td></tr></table>	島根大学看護学科	42.1%	県立大学看護学科	50.6%	県立石見高等看護学院	94.6%	県立松江高等看護学院	80.0%	医療政策課
島根大学看護学科	42.1%	県立大学看護学科	50.6%									
県立石見高等看護学院	94.6%	県立松江高等看護学院	80.0%									

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
2	災害時歯科保健医療提供体制整備事業	19,008	災害時の避難所等における歯科保健医療提供体制を確保するため、国事業を活用し、歯科診療等の活動に必要な車両及び器具・器材を整備 [事業実施主体] 島根県歯科医師会 [負担割合] 国 10/10	医療政策課
3	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	6,922	地域における訪問介護等サービスの提供体制を確保するため、国事業を活用し、訪問介護等事業所による介護人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を支援 [助成対象経費（補助上限額）] ・介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修体制の構築に要する経費 （10万円／事業所） ・経営改善を目的とした専門家の派遣等に要する経費 （40万円／事業所） ・介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費 など （30万円／事業所） [負担割合] 国 2/3・県 1/3（中山間・離島地域における取組の一部は国 3/4・県 1/4）	高齢者福祉課

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 県行動計画改定の背景

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和6年7月に全面改定された政府行動計画に基づき、県行動計画についても見直しを行う。
- (2) 政府行動計画や県感染症予防計画（令和6年3月策定）と整合性を図り、新型コロナ対応における課題等（病床や外来のひっ迫、保健所のひっ迫、医療と介護の連携など）への対応についても盛り込む。

2. 県行動計画の概要

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画
- ・ 平時からの体制づくり、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現
 - ・ 新型コロナ感染症における対応を踏まえ、各部局の役割分担を見直し（各部局において、必要に応じマニュアル等を見直し）
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- ・ 政府行動計画の「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針」に準じる
- 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
- ・ 第2部の基本的な方針を踏まえ、13項目の対策について、3期（準備期、初動期、対応期）に分けて取り組む〔別紙1のとおり〕

3. パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施時期 令和 7 年 2 月 28 日から 3 月 27 日まで
- (2) 意見数 4 件 〔別紙 2 のとおり〕
- (3) 意見への対応 計画の修正が必要な事項は無かったが、今後の取組の参考とする

4. 策定経過

- 令和 6 年 10 月 市町村へ意見聴取
- 令和 6 年 11 月 医療審議会（感染症部会）へ意見聴取
- 令和 6 年 12 月 常任委員会へ報告（素案）
- 令和 7 年 3 月 医療審議会（全体会）への報告
- 令和 7 年 6 月 常任委員会へ報告
 計画改定・公表

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（主な内容①～⑦）

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	国、市町村及び指定（地方）公共団体との情報共有・連携体制の確認や訓練	- 県対策本部や保健医療福祉調整本部の設置 - 人員体制の強化のための全庁的対応	- 情報収集・リスク評価を踏まえた対策 - 必要に応じた総合調整・指示 - 営業時間の変更等の措置についての医療審議会への意見聴取
②情報収集・分析	- 情報収集体制の整備 国、関係機関等と連携した訓練、体制の確認	- リスク評価に基づく有事体制への移行と感染症対策の判断・実行 - 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有	- 感染症対策の判断に際した、感染症・医療に関する包括的なリスク評価 - 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有
③サーベイランス	- 感染症の発生動向等を把握する体制の確保 - 患者や入院患者の発生動向等からの流行状況の把握	- 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 - 保健環境科学研究所における病原体の同定	- 感染動向等に応じたサーベイランスの実施 - 流行状況やリスク評価に基づく、柔軟かつ機動的な対策の切替え
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション（新）	各種媒体を利用した情報提供・共有	- コールセンター等の設置 - 偏見・差別等に関する相談窓口の周知	封じ込め対策やリスク評価に基づく対策の切替えを県民へわかりやすく説明
⑤水際対策（新）	国が実施する有事に備えた訓練への協力を通じ、国と連携	国から提供された情報に基づく、居宅等待機者等に対する健康監視	居宅等待機者等への健康監視についての必要に応じた国への協力要請
⑥まん延防止	有事にまん延防止対策を機動的に実施するための県民・事業者の理解促進	迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備	県民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮した、適切なまん延防止対策
⑦ワクチン（新）	- 研究開発に係る人材育成・活用 - ワクチンの流通に係る体制の整備 - 接種体制の構築に必要な訓練	- 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築 - 医療関係者に対する協力要請	- ワクチンの流通体制の構築 - 予防接種の実施 - 接種体制の継続的な整備

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（主な内容⑧～⑬）

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑧医療	・予防計画に基づく医療体制の整備 ・研修や訓練を通じた人材育成 ・関係機関等との連携を確認	・相談・受診から入退院までの流れを早期に整備	・医療提供体制を段階的拡充 ・柔軟かつ機動的に体制を変更
⑨治療薬・治療法（新）	・研究開発に係る人材育成や活用 ・抗インフルエンザ薬の計画的かつ安定的な備蓄	・治療に係る情報の収集と、医療機関、県民等に対する迅速な提供・共有 ・抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	・増産された治療薬の必要に応じた確保 ・治療薬の安定的な供給が難しい場合の、必要な患者に対する適時、公平な配分
⑩検査（新）	・予防計画に基づく検査体制の整備 ・訓練等による定期的な検査体制の確認	・検査実施能力の確保状況の確認 ・速やかな検査体制の立上げ ・検体搬送体制の確保	・必要に応じた検査体制の拡充
⑪保健（新）	・人材育成や連携体制の構築等による保健所等の体制整備 ・地域の専門職（保健師等）の人材バンク（IHEAT）の運営・研修	・IHEAT等の応援職員による有事体制へ迅速に移行するための準備	・IHEATに対する応援要請を行うなど、迅速に有事体制に移行 ・地域の実情を踏まえ、体制を変更
⑫物資（新）	・必要な物資の備蓄、定期的な確認 ・医療機関や社会福祉施設における物資の備蓄の推進	・医療機関における必要な物資の備蓄・配置状況の確認	・指定（地方）公共機関への要請による必要な物資の確保
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	・関係機関や内部での情報共有体制の整備 ・高齢者等に対する支援の実施に係る仕組みの整備 ・指定（地方）公共機関が行う業務計画の策定支援	・必要に応じた事業者に対する健康管理の徹底等の要請 ・指定（地方）公共機関等による事業継続の準備	・生活関連物資等の安定供給に関する県民や事業者への呼びかけ ・県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するための必要な支援

「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に関するご意見と県の考え方

別紙 2

N o.	ご意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	P11「本県における部局横断的な連携体制」について インフルエンザワクチンを自己負担で受けている。中小企業ではワクチン接種の補助を出す財力もなく、職場で毎年インフルエンザがまん延し、仕事に支障が出ているため、県から補助を出して欲しい。	新型インフルエンザ等のワクチン接種については、関係法令や本計画に基づき、適切に実施してまいります。 ご意見をいただいた職場での季節性インフルエンザのワクチン接種については、65歳以上の方等が定期接種対象となっています。定期接種対象ではない方の接種につきましては、各企業が事業継続の観点から必要性を判断し、実施されるものと考えております。
2	P51「地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化」について P55「職員の派遣・応援への対応」について P81「研修や訓練の実施を通じた人材の育成等」について 地域の感染症対策の中核となる保健所や保健環境科学研究所の人材や、感染症に詳しい医師の確保や育成について、実際にはどのように養成をされるのか。明確な理念を持って具体的な感染症専門の医師を育てる支援をすることが必要ではないか。 また、55pでは、県は、感染症対応に一定の知見がある医師や看護師等が不足する場合、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求めるとあるが、確保できるのか。	（保健所や保健環境科学研究所の人材の確保・育成について） 国の研修制度等を積極的に活用し、高度で専門的な人材の育成に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。 （感染症専門医の確保・育成について） 令和7年4月時点で、県内には9名の日本感染症学会認定感染症専門医がおられ、4つの同学会認定研修施設があります。 医療人材や感染症専門人材の育成につきましては、感染症専門医、研修施設、関係団体等と連携しながら検討してまいります。 （他都道府県からの医療従事者の応援について） 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国に要請することが可能となっております。 また、DMATについては、令和4年2月の活動要領改正により、感染症対応が正式に任務に追加され、災害支援ナースについても、令和6年4月から新興感染症発生時の派遣が可能となっております。 必要時には、これらの制度を利用し、国や他都道府県に対し、応援を要請することとしております。
3	P89～90「感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備」について 抗インフルエンザ薬の備蓄は国が主導するものと想像しているが、H5N1に対してノイラミニダーゼ阻害薬に効果がないとすれば、2018年以降に処方・利用ができるようになったバロキサビルに、すでに変わっているのか。	県では、国の方針に基づいた抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄を行っております。 現在の備蓄薬剤には、従来から備蓄しているノイラミニダーゼ阻害薬（オセルタミビル、ザナミビル等）に加え、2018年以降に使用可能となったバロキサビルも含まれております。 県としては、今後も国の方針に基づき、計画的な備蓄を継続してまいります。
4	P93～94「訓練等による検査体制の維持及び強化」について 臨床の現場では、鼻腔ぬぐい液を採取してCOVID-19やインフルエンザの抗原定性検査を行った後、保健環境科学研究所（以下、「保環研」）でウイルス分離や遺伝子検査に供するために鼻腔ぬぐい液を採取しているが、COVID-19の流行以降、患者の協力を得られず困難になっており、定点の小児科クリニックでもCOVID-19流行前の検体数を提出することができなくなっている。 計画の中に、「受診者に保環研に供する臨床検体の採取に協力を求めるよう啓発する」等の文言があって良いのではないか。	現在、県では医療機関でのチラシ配布等により、平時から受診者に検体採取への協力を呼びかけております。 また、平時の感染症発生動向調査では、令和7年4月から開始された急性呼吸器感染症サーベイランスにより、同感染症の流行の早期探知を目指すとともに、引き続き検体の確保に努めているところです。 なお、新型インフルエンザ等感染症の発生期には、COVID-19流行時と同様に保健環境科学研究所が主体的に検査を行うこととしており、COVID-19流行時には検体の確保が十分にできていたことから、今後も同様の協力が得られるものと考えております。

国民健康保険料の滞納等の状況について

市 町 村 名	国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証明書交付の状況 (R7.2.1現在)					
	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	短期証交付 ※	資格証明書交付 または 特別療養費 支給対象
松 江 市	29,353	20,991	2,464	11.7%	0	82
浜 田 市	7,969	5,881	106	1.8%	0	31
出 雲 市	26,536	18,016	1,058	5.9%	0	116
益 田 市	7,576	5,398	212	3.9%	0	15
大 田 市	5,709	4,091	104	2.5%	0	21
安 来 市	5,846	4,039	306	7.6%	0	36
江 津 市	3,739	2,782	80	2.9%	0	12
雲 南 市	5,828	4,116	255	6.2%	12	8
奥 出 雲 町	2,057	1,450	64	4.4%	5	1
飯 南 町	793	565	52	9.2%	0	5
川 本 町	506	386	43	11.1%	0	1
美 郷 町	706	533	51	9.6%	4	0
邑 南 町	1,874	1,374	77	5.6%	9	0

国民健康保険料の滞納等の状況について

市 町 村 名	国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証明書交付の状況 (R7.2.1現在)					
	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	短期証交付 ※	資格証明書交付 または 特別療養費 支給対象
津 和 野 町	1,358	969	34	3.5%	1	0
吉 賀 町	1,077	764	48	6.3%	5	0
海 士 町	498	384	6	1.6%	0	0
西 ノ 島 町	601	452	6	1.3%	0	0
知 夫 村	166	121	1	0.8%	0	0
隠 岐 の 島 町	2,555	1,921	73	3.8%	10	9
県 計	104,747	74,233	5,040	6.8%	46	337

※ 法令の改正により、従来の被保険者証は令和6年12月2日より廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしているマイナナンバーカード）を基本とする仕組みに移行。被保険者証廃止に伴い、短期証、資格証明書の新規発行も終了。そのため、発行済みの短期証、資格証明書は有効期限内での使用可能。

県 計 (R6.2.1)	110,622	77,340	5,384	7.0%	1,379	346
(R5.2.1)	116,087	79,870	6,199	7.8%	1,475	390
(R4.2.1)	123,053	83,039	7,475	9.0%	1,521	363
(R3.2.1)	125,960	84,141	7,325	8.7%	1,524	366

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R7.3月末時点)	保険料滞納者数 (R7.3月末時点)	滞納割合 (R7.3月末時点)
松江市	59,249	632	1.07%
出雲市	52,023	436	0.84%
益田市	16,991	168	0.99%
大田市	13,103	176	1.34%
安来市	13,441	293	2.18%
津和野町	3,314	51	1.54%
吉賀町	2,540	38	1.50%
邑智郡総合事務組合	7,442	59	0.79%
浜田地区広域行政組合	27,315	205	0.75%
雲南広域連合	21,221	251	1.18%
隠岐広域連合	7,800	84	1.08%
県 計	224,439	2,393	1.07%

保険料・利用料減免状況	
令和7年3月末状況 (R6.4～R7.3月)	
保険料減免 適用者数(人)	利用料減免 適用者数(人)
12	3
2	0
1	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
6	0
9	2
1	0
31	5

令和5年県計(令和6.3月末)	226,301	2,658	1.17%
令和4年県計(令和5.3月末)	227,322	2,524	1.11%
令和3年県計(令和4.3月末)	228,978	2,521	1.10%
令和2年県計(令和3.3月末)	229,347	2,949	1.29%
令和元年県計(令和2.3月末)	229,339	3,590	1.57%

28	3
56	11
198	13
377	8
202	52

※保険者へ照会

※第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告(月報)より

「介護現場革新サポートセンターしまね」の開設について

介護ロボットやICTの活用等により業務改善や効率化を推進し、介護職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務改善等で生み出した時間を介護ケア等の業務に充て、介護サービスの質の向上に繋げることを目的とした介護現場の生産性向上や、人材確保に関するワンストップの窓口である「介護現場革新サポートセンターしまね」を開設した。

1. 設置場所（委託先）

公益財団法人介護労働安定センター島根支部内（松江市朝日町498 松江センタービル9階）

2. 開設日

令和7年6月25日（水）

3. 開所日

月曜日から金曜日 9:00～17:00（休日、12月29日～1月3日を除く）

4. 業務内容（主なもの）

- (1) 介護事業所等からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応（対面、電話、FAX、メールによる対応）
- (2) 介護事業所を対象とした介護現場における生産性向上の取組に関する研修会の開催
- (3) 生産性向上に取り組む介護事業所等に対する専門家の派遣
- (4) 介護ロボット、ICT等の機器展示会の開催

5. スタッフ体制

5名（支部長1名、担当者4名）

6. 令和7年度当初予算額

業務委託費 13,365千円（国2/3、県1/3）

介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査について

1. 調査の目的

県内の介護及び障がい福祉現場における人材確保の実態や就労動向等を把握し、その結果をもとに介護・障がい福祉人材の確保・定着の現状・課題を整理し、今後求められる施策等について検討する。

2. 調査時期

令和7年9月（平成25年度より3年に1度実施）

3. 調査対象

介護分野及び障がい分野における全ての施設・事業所
（介護分野）

訪問介護、訪問看護、通所介護、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等

（障がい分野）

居宅介護、生活介護、施設入所支援（障害者支援施設、障害児入所施設）、共同生活援助、就労継続支援（A型・B型）等

4. 調査内容（主なもの）

- ・過去1年間の職員の採用状況（職種別）
- ・過去1年間の職員の離職状況、離職理由
- ・職員の採用ルート
- ・人材確保のために必要な取組、施策等

5. 調査の方法

- （1）県は各事業所に対し、サービス種類ごとに調査への協力を依頼する。
- （2）調査に同意した事業所は、調査票を県に提出する。

6. 調査の集計及び公表（予定）

県は、提出された調査票を集計・分析し、報告書を作成したのち、2月議会において速報値を公表する。

令和6年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

相談種別	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談 (虐待相談を含む)	1,138	48.0%	697	68.5%	1,247	50.3%	694	81.2%	1,026	41.0%	719	74.1%
保健相談	0	0.0%	3	0.3%	1	0.0%	3	0.4%	0	0.0%	3	0.3%
障がい相談	955	40.3%	19	1.9%	982	39.6%	10	1.2%	1,210	48.4%	12	1.2%
非行相談	48	2.0%	5	0.5%	55	2.2%	3	0.4%	45	1.8%	5	0.5%
育成相談	204	8.6%	165	16.2%	173	7.0%	34	4.0%	180	7.2%	73	7.5%
その他	25	1.1%	128	12.6%	22	0.9%	111	13.0%	40	1.6%	158	16.3%
合計	2,370	100.0%	1,017	100.0%	2,480	100.0%	855	100.0%	2,501	100.0%	970	100.0%

※小数第二位四捨五入

○令和6年度の対応件数は、児童相談所で2,501件（＊前年度比：21件増/約0.8%増）、市町村は970件（＊前年度比：115件増/約13.5%増）

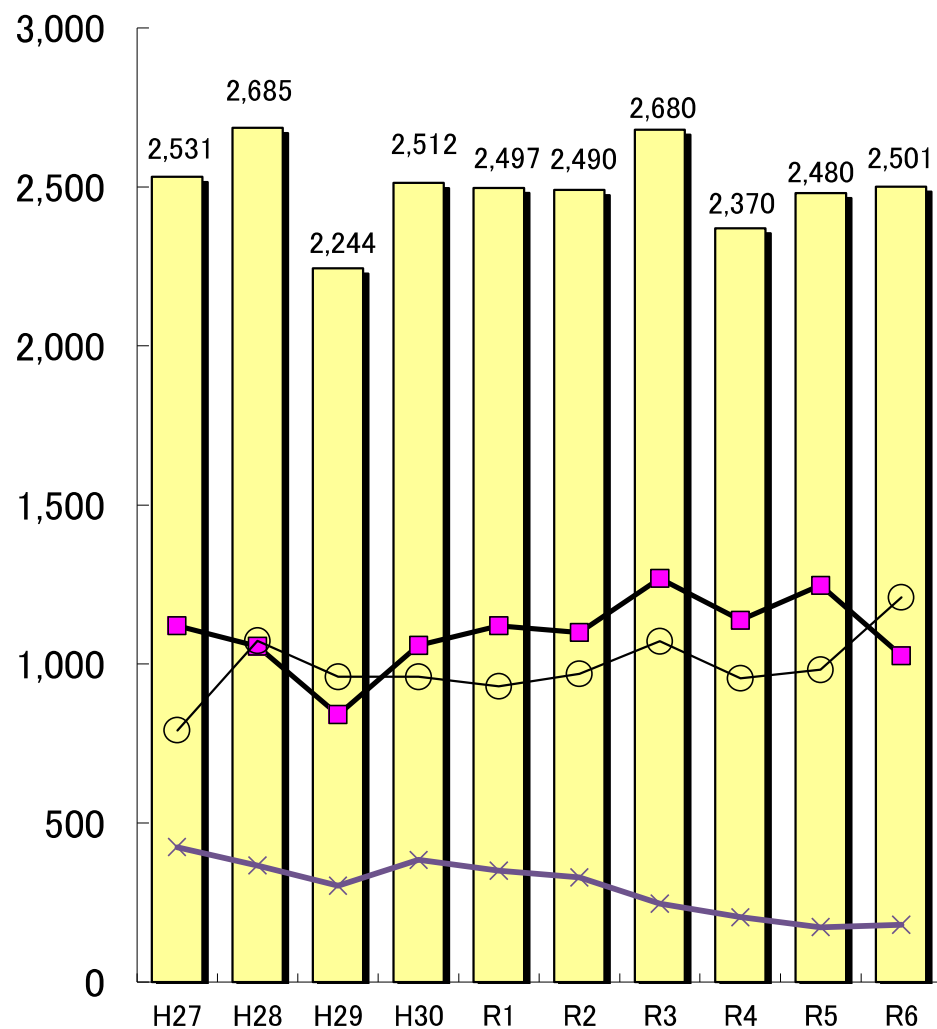
○相談種別は、児童相談所は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、市町村では養護相談が最も多く、次いでその他の相談となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

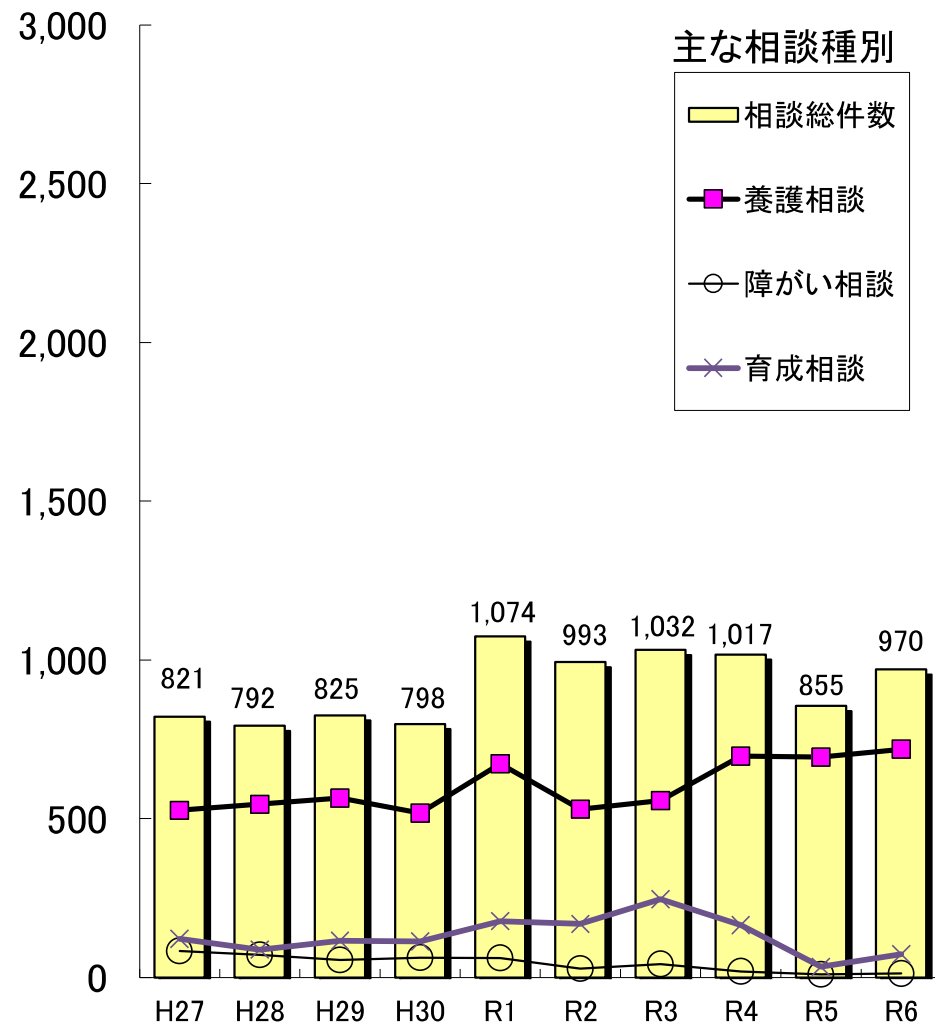
1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適正（進学適性・職業適性・学業不振等）、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

児童相談対応状況の推移

児童相談所

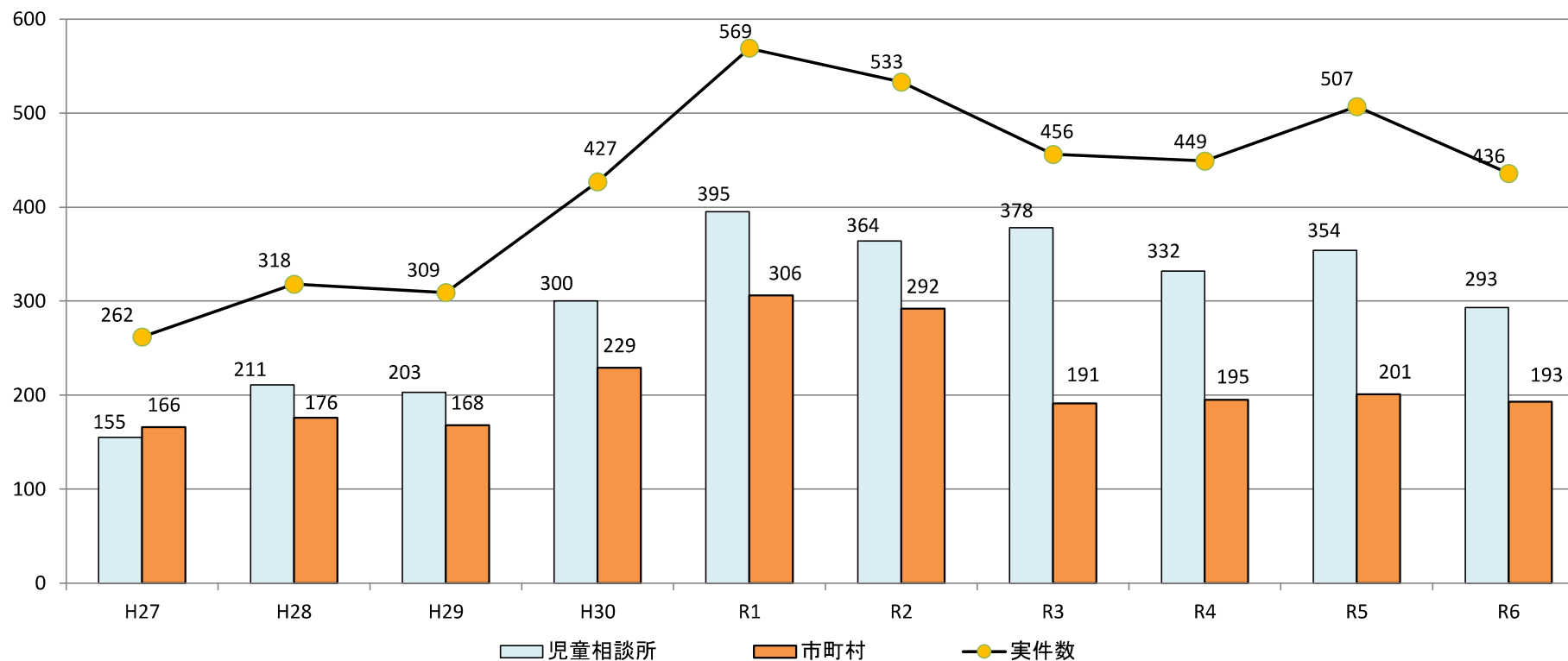


市町村



2 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



○令和6年度の児童虐待相談の対応（認定）件数は、児童相談所が293件（前年度比約17.2%の減）、市町村が193件（前年度比約4.0%の減）となった。

○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース50件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応（認定）した件数は436件で前年度比約14.0%の減となった。

- ・令和4年度：449件《332件（児童相談所分）+195件（市町村分）－78件（重複分）＝449件》
- ・令和5年度：507件《354件（児童相談所分）+201件（市町村分）－48件（重複分）＝507件》
- ・令和6年度：436件《293件（児童相談所分）+193件（市町村分）－50件（重複分）＝436件》

(1)- 1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R4年度	26 7.8%	4 1.2%	10 3.0%	2 0.6%	40 12.0%	0 0.0%	4 1.2%	33 9.9%	69 20.8%	0 0.0%	5 1.5%	123 37.0%	16 4.8%	332 100.0%
R5年度	14 4.0%	1 0.3%	15 4.2%	4 1.1%	48 13.6%	0 0.0%	3 0.8%	49 13.8%	72 20.3%	0 0.0%	6 1.7%	132 37.3%	10 2.8%	354 100.0%
R6年度	14 4.8%	2 0.7%	11 3.8%	5 1.7%	35 11.9%	0 0.0%	1 0.3%	34 11.6%	62 21.2%	0 0.0%	3 1.0%	123 42.0%	3 1.0%	293 100.0%

○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが123件（前年度比9件の減）で最も多く、全体に占める割合は42.0%となっている。次いで県、市町村、学校等からとなっている。

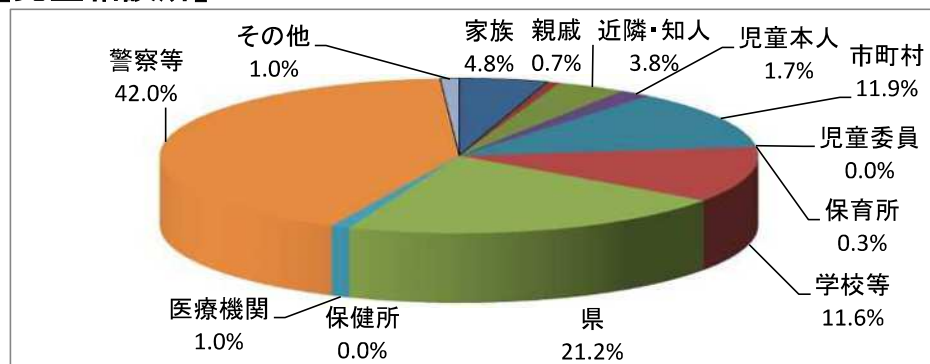
○児童相談所への通告件数については、令和4年度が786件、令和5年度が816件、令和6年度が665件となっており、前年度に比べ151件（約18.5%）減少している。

(1)- 2 受付経路(市町村)

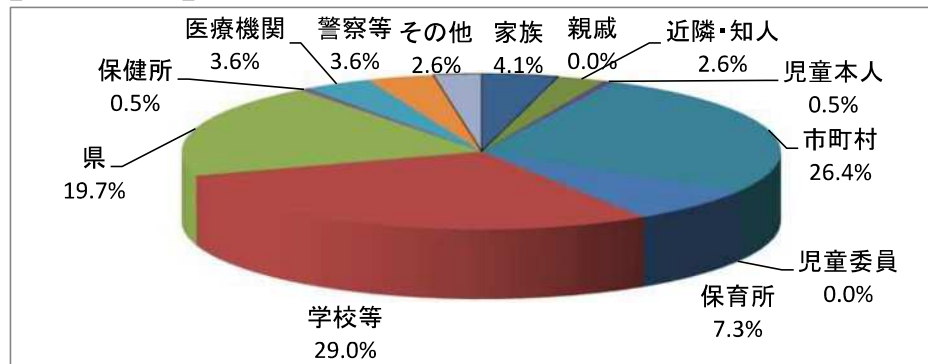
区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R4年度	9 4.6%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	38 19.5%	0 0.0%	29 14.9%	34 17.4%	49 25.1%	0 0.0%	2 1.0%	20 10.3%	13 6.7%	195 100.0%
R5年度	14 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	48 23.9%	0 0.0%	12 6.0%	62 30.8%	32 15.9%	5 2.5%	3 1.5%	11 5.5%	14 7.0%	201 100.0%
R6年度	8 4.1%	0 0.0%	5 2.6%	1 0.5%	51 26.4%	0 0.0%	14 7.3%	56 29.0%	38 19.7%	1 0.5%	7 3.6%	7 3.6%	5 2.6%	193 100.0%

○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが最も多く、次いで、市町村（他市町村、他部署等）、県（児童相談所等）からとなっている。

【児童相談所】



【市町村】



(2)-1 主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R4年度	136	41.0%	20	6.0%	162	48.8%	1	0.3%	13	3.9%	332	100.0%
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%
R6年度	120	41.0%	34	11.6%	133	45.4%	3	1.0%	3	1.0%	293	100.0%

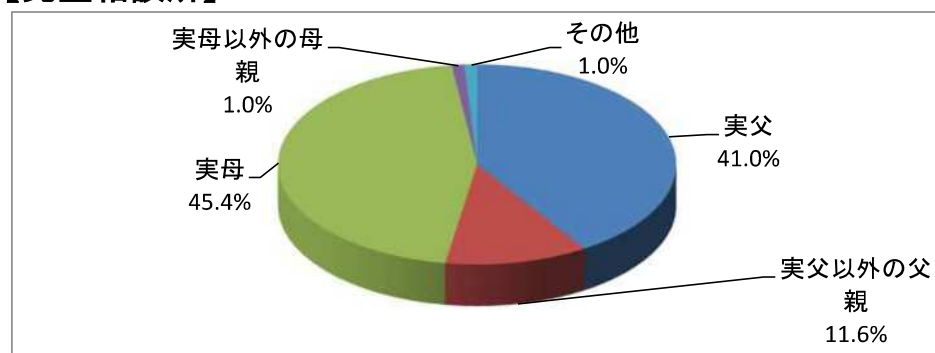
○主な虐待者は、実母が133件（45.4%）と最も多く、次いで実父が120件（41.0%）、実父以外の父親が34件（11.6%）となっている。

(2)- 2 主な虐待者(市町村)

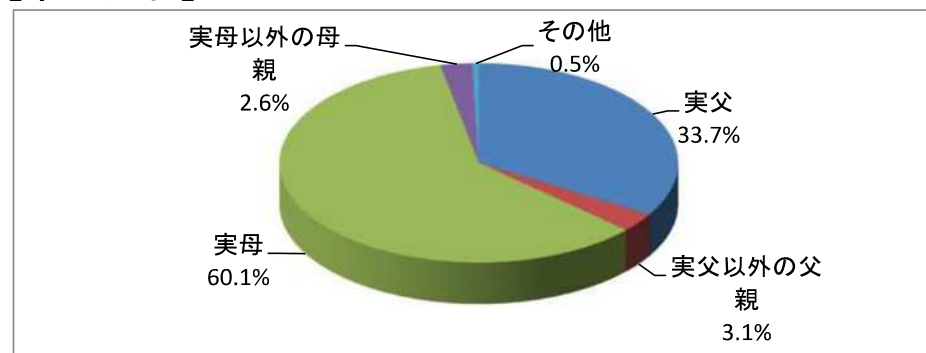
区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R4年度	83	42.6%	7	3.6%	93	47.7%	0	0.0%	12	6.2%	195	100.0%
R5年度	80	39.8%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	5	2.5%	201	100.0%
R6年度	65	33.7%	6	3.1%	116	60.1%	5	2.6%	1	0.5%	193	100.0%

○主な虐待者は、実母が116件（60.1%）と最も多く、次いで実父が65件（33.7%）、実父以外の父親6件（3.1%）となっている。

【児童相談所】



【市町村】



(3)-1虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R4年度	79	23.8%	5	1.5%	186	56.0%	62	18.7%	332	100.0%
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%
R6年度	69	23.5%	3	1.0%	180	61.4%	41	14.0%	293	100.0%

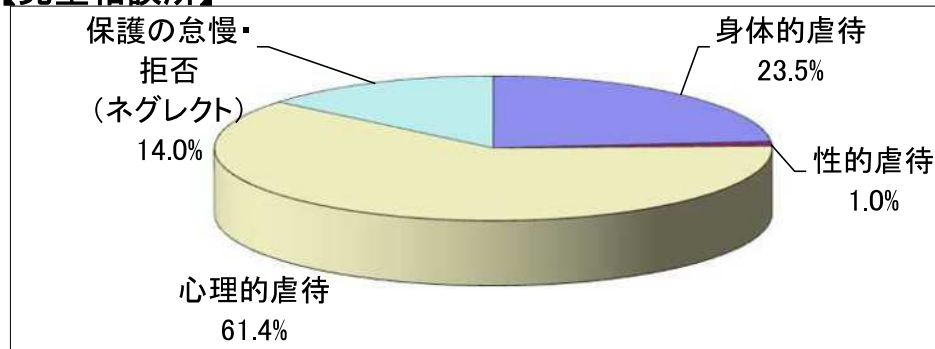
○虐待の種別を見ると、心理的虐待が180件（うち面前DV等が51件）（61.4%）で最も多く、次いで、身体的虐待が69件（23.5%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が41件（14.0%）となっている。

(3)-2虐待種別(市町村)

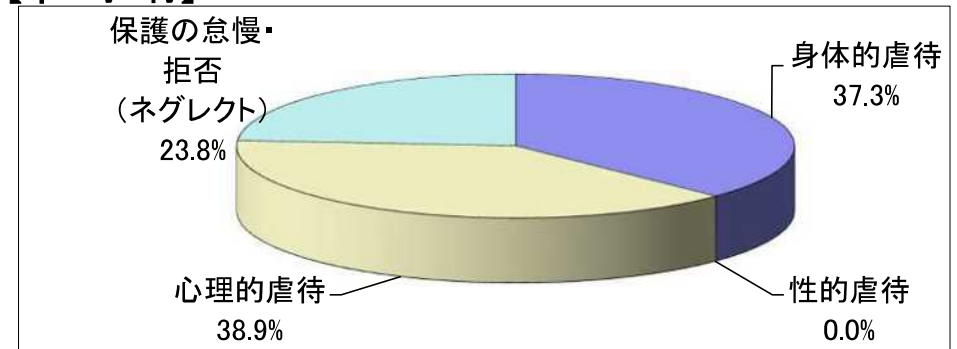
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R4年度	57	29.2%	0	0.0%	97	49.7%	41	21.0%	195	100.0%
R5年度	73	36.3%	1	0.5%	85	42.3%	42	20.9%	201	100.0%
R6年度	72	37.3%	0	0.0%	75	38.9%	46	23.8%	193	100.0%

○虐待の種別を見ると、心理的虐待が75件（うち面前DV等が21件）（38.9%）で最も多く、次いで、身体的虐待が72件（37.3%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が46件（23.8%）となっている。

【児童相談所】



【市町村】



(4)-1被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R4年度	46	13.9%	93	28.0%	116	34.9%	58	17.5%	19	5.7%	332	100.0%
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%
R6年度	39	13.3%	81	27.6%	112	38.2%	40	13.7%	21	7.2%	293	100.0%

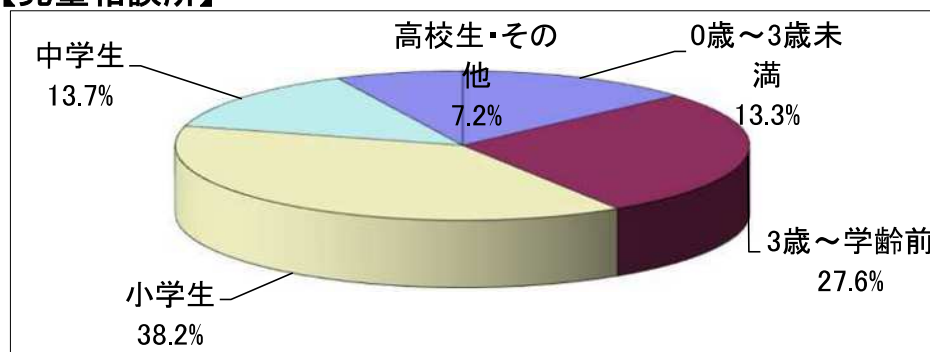
○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が112件（38.2%）、3歳～学齢前が81件（27.6%）、中学生が40件（13.7%）、0歳～3歳未満が39件（13.3%）等となっている。

(4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

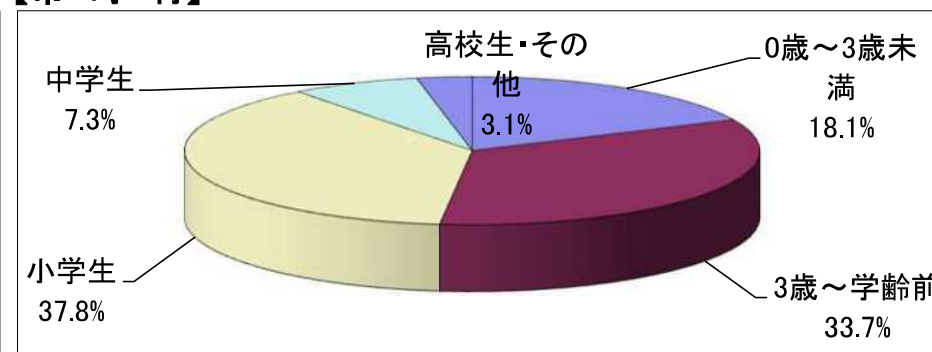
区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R4年度	36	18.5%	60	30.8%	69	35.4%	21	10.8%	9	4.6%	195	100.0%
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%
R6年度	35	18.1%	65	33.7%	73	37.8%	14	7.3%	6	3.1%	193	100.0%

○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が73件（37.8%）、3歳～学齢前が65件（33.7%）、0歳～3歳未満が35件（18.1%）、中学生が14件（7.3%）等となっている。

【児童相談所】



【市町村】



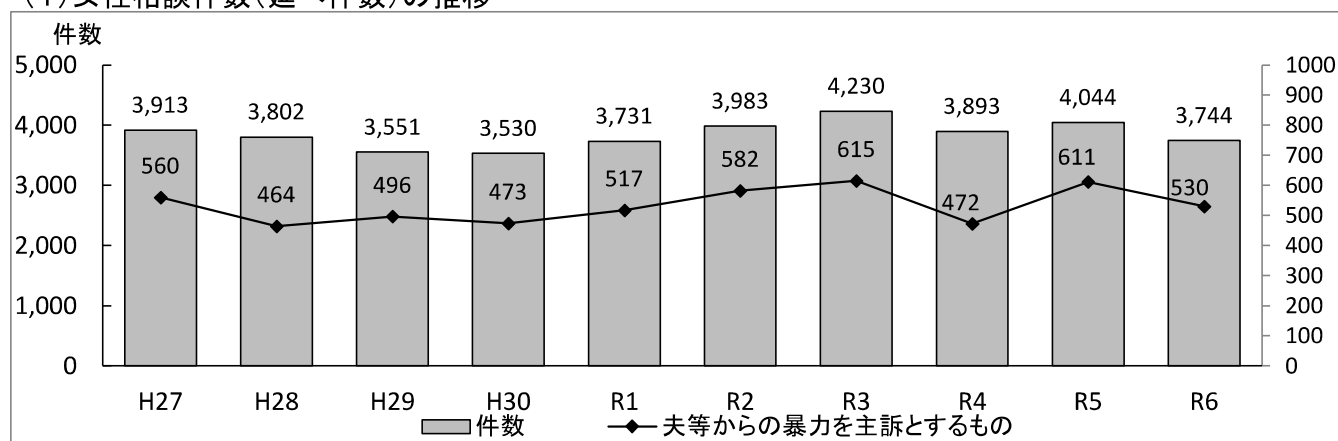
令和6年度における女性相談の実施状況について

島根県※における令和6年度の女性相談の実施状況は次のとおりでしたのでお知らせします。

※女性相談窓口：女性相談センター（松江）、女性相談センター西部分室（大田）、児童相談所（出雲、浜田、益田、隠岐）

1 女性相談の状況

(1) 女性相談件数（延べ件数）の推移



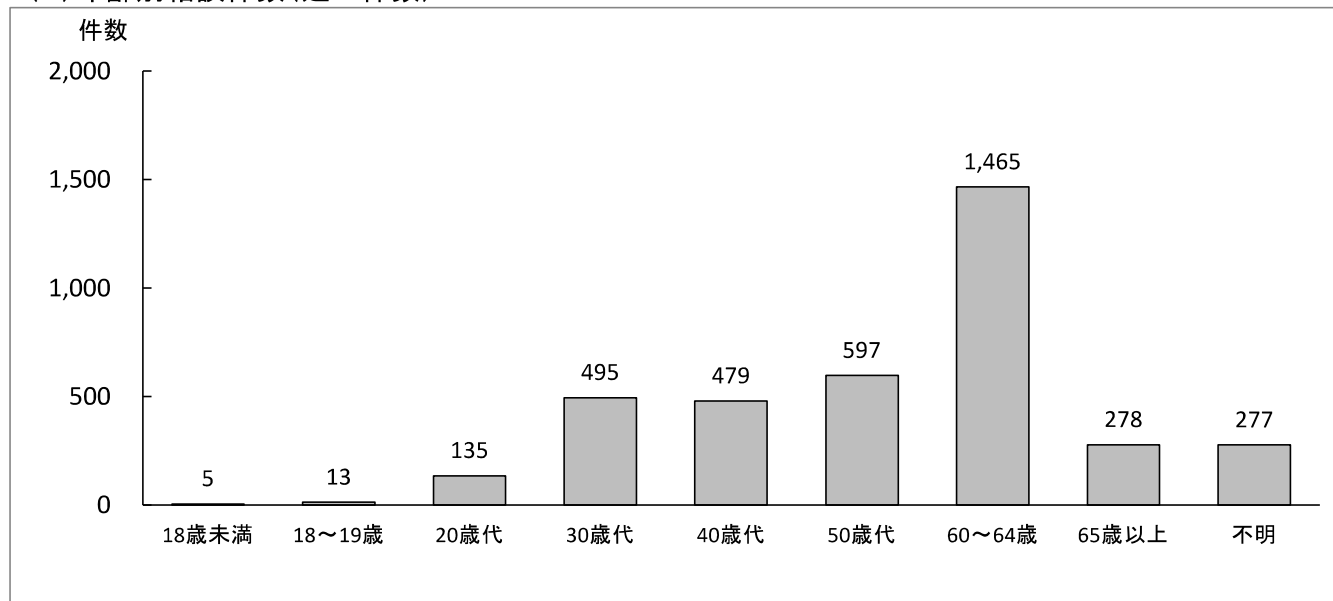
○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ3,744件、令和5年度の4,044件に比べて300件（7.4%）減少しました。

<夫等からの暴力に係る相談状況>

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」、平成26年1月3日から改正DV法施行）が施行された平成13年度以降増加し、平成18年度の851件を最高に、近年は500件前後で推移しています。
- ・令和6年度は530件で、令和5年度の611件に比べて81件（13.3%）減少しました。

※「夫等」とは「夫、元夫、内縁の夫」を示します。

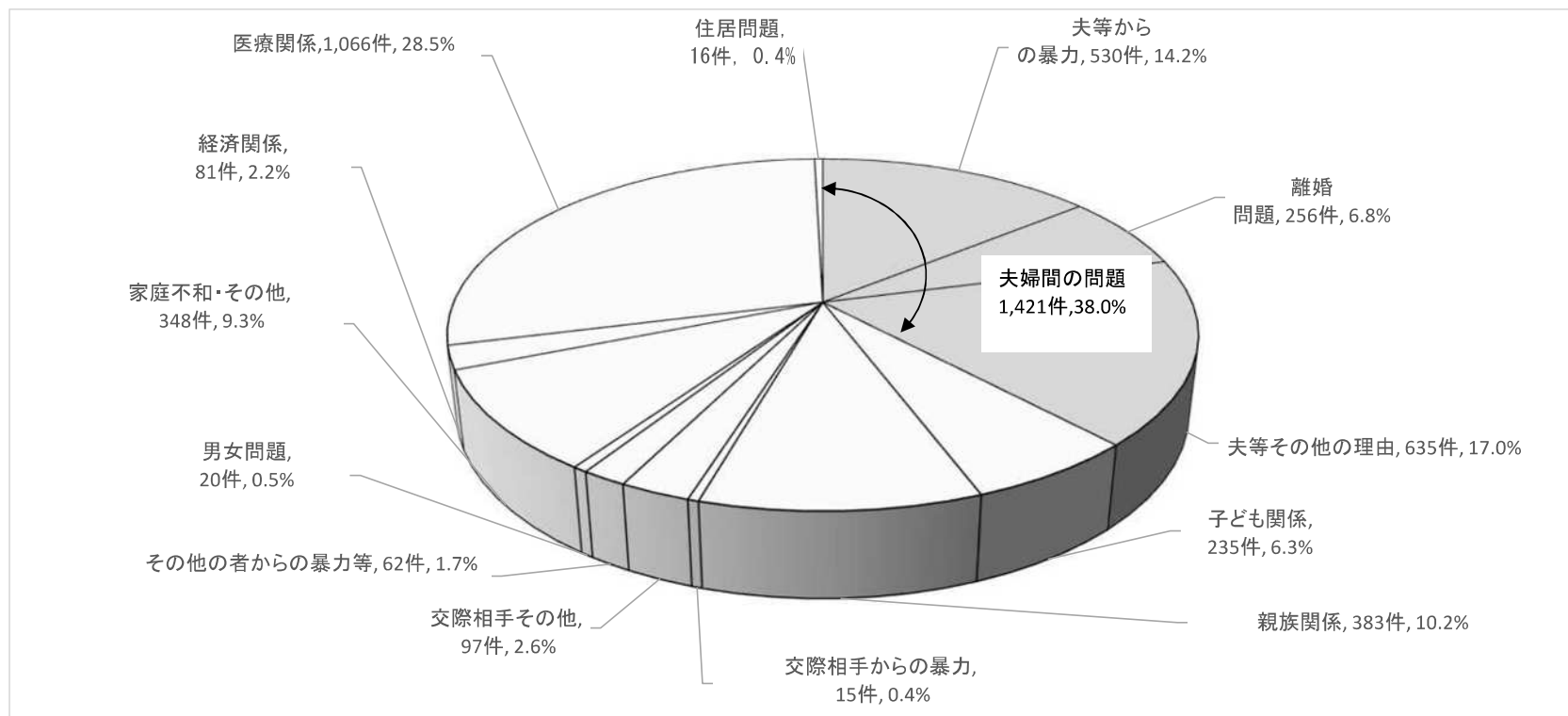
(2) 年齢別相談件数(延べ件数)



○以下の年齢層の相談が多い状況となっています。

- ・60～64歳 1,465件(39.1%)
- ・50歳代 597件(15.9%)
- ・30歳代 495件(13.2%)

(3) 主訴別相談件数(延べ件数)



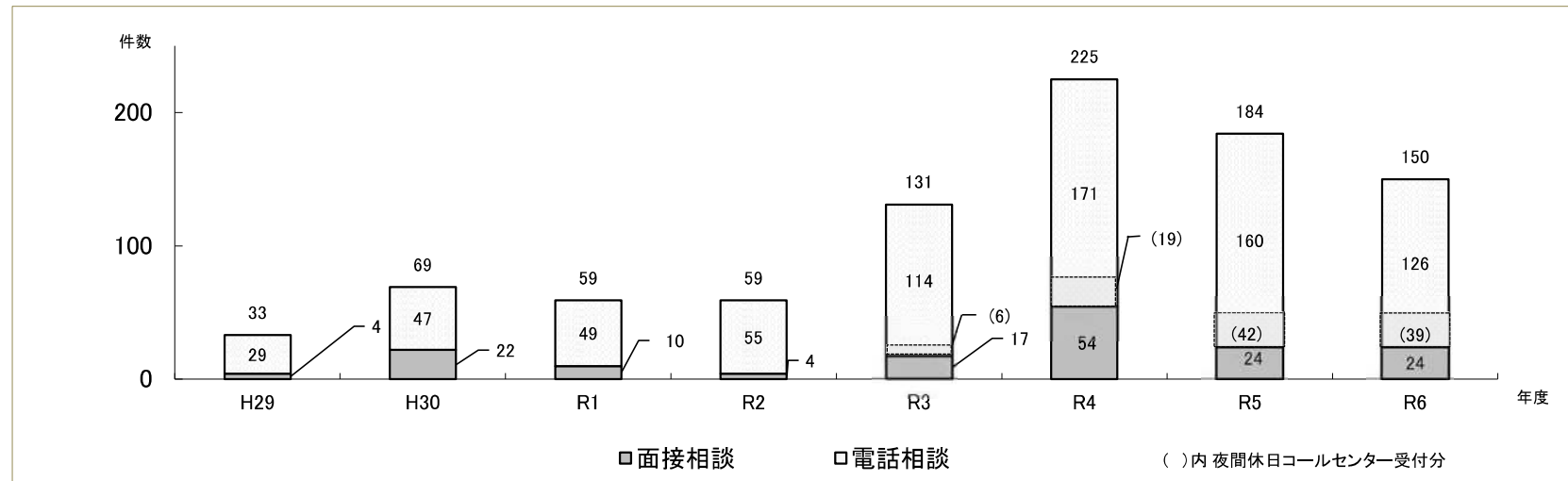
○相談内容は日常生活上の困りごとから、いろいろな問題が複雑に絡んだものまで、広範多岐にわたっていますが、主な相談内容等については次のとおりです。

<主訴別(最も中心的な訴え)の状況>

- ・最も多いものは、精神的な相談をはじめとした「医療関係」1,066件(28.5%)でした。
- ・次いで、夫の諸問題の相談「夫等その他の理由」635件(17.0%)、「夫等からの暴力」530件(14.2%)となっています。
- ・夫婦間の問題(「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「夫等その他」)が、1,421件(38.0%)となっています。

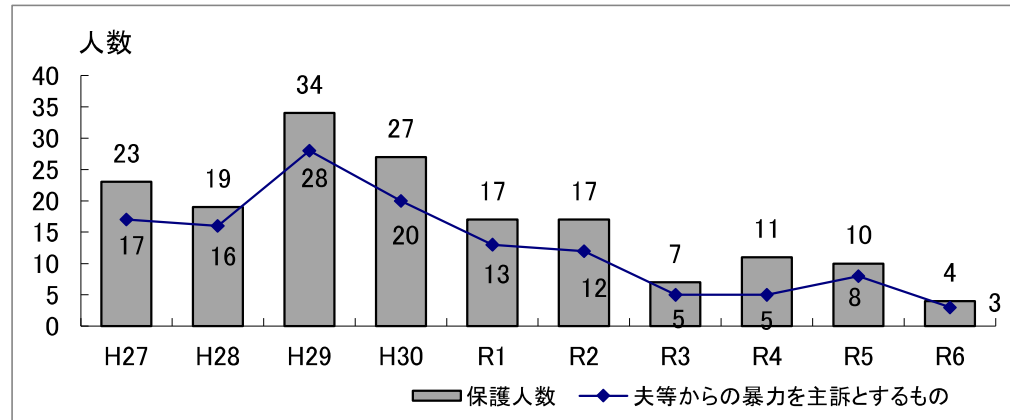
※「その他」とは、夫の薬物・酒乱・ギャンブル・借金・女性問題・病気などの問題を意味します。

2 性暴力被害者支援相談(たんぽぽ)の相談件数(延べ件数)



令和6年度の面接相談件数は同行支援も含めて24件でした。電話相談件数は126件で、うち性暴力被害の相談は86件、その他の相談・問合せは40件でした。電話相談のうち、()内は令和3年10月より国で設置された夜間休日コールセンター受付件数です。

3 一時保護人数(実人数)の推移(同伴児(者)は含まず)



○ 一時保護の状況

- ・夫等からの暴力被害者など4名の方を一時保護し、令和5年度に比べ6名減少しました。
- ・一時保護の理由や同伴児(者)等の状況は次のとおりです。

<一時保護の理由など>

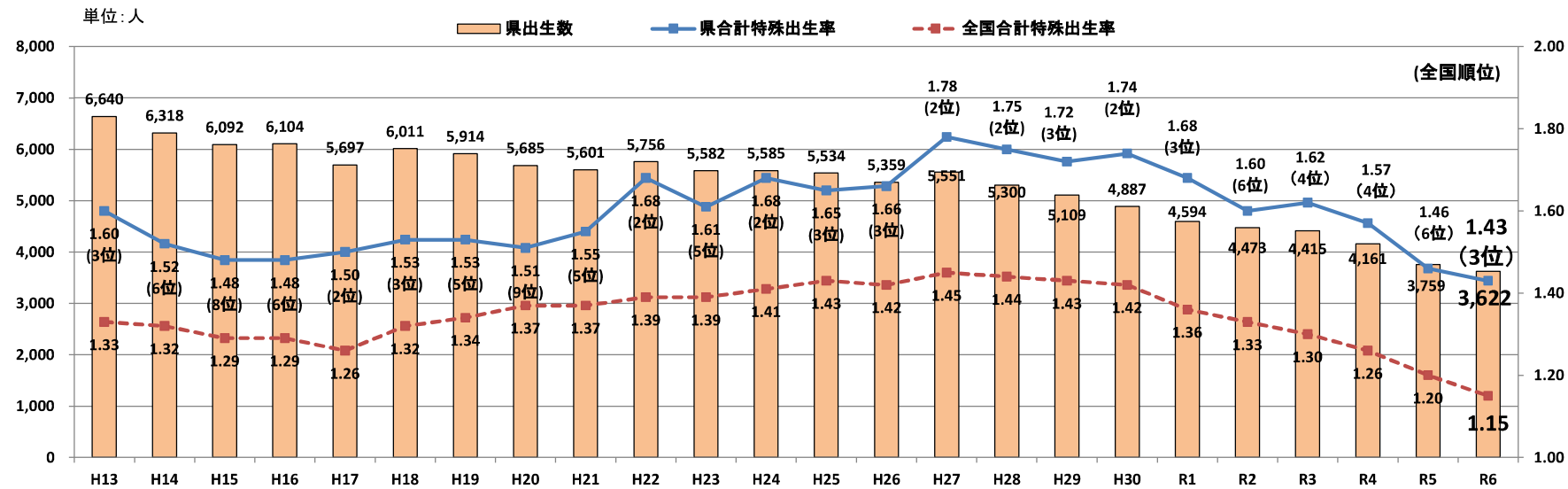
- ・令和6年度の一時保護4名のうち、「夫等からの暴力」による保護人数は3名(75.0%)で、令和5年度の8名(一時保護者10名)に比べ5名(62.5%)減少しました。
- ・同伴児(者)は7名で、すべてが「夫等からの暴力」による保護者の同伴児(者)となっています。
- ・一時保護の平均日数は27.3日で令和5年度に比べて2.6日減少しました。

令和6年合計特殊出生率等について

【厚生労働省 R7. 6. 4発表】

令和7年6月25日・26日
環境厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課

■ 合計特殊出生率、出生数の推移



■ 合計特殊出生率、出生数（前年との比較）

	合計特殊出生率			出生数（人）		
	R5	R6	増減	R5	R6	増減
	確定	概数		確定	概数	
全国	1.20	1.15	▲ 0.05	727,288	686,061	▲ 41,227
島根県	1.46	1.43	▲ 0.03	3,759	3,622	▲ 137

■ 合計特殊出生率全国順位（R4～R6）

	R4		R5		R6	
1位	沖縄県	1.70	沖縄県	1.60	沖縄県	1.54
2位	宮崎県	1.63	長崎県 宮崎県	1.49	福井県	1.46
3位	鳥取県	1.60			鳥取県 島根県 宮崎県	1.43
4位	島根県	1.57	鹿児島県	1.48		
5位	長崎県	1.57	熊本県	1.47		
全国	1.26		1.20		1.15	

島根県 1.46 R5 (6位)

令和7年度 放課後児童クラブの状況（速報値）について

令和7年6月25日・26日
環境厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課

1. 受入児童数の拡大

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (速報値)	増減 (R元→R7)
児童クラブ数（箇所）	235	243	249	258	262	264	263	+28
受入可能数（定員：人）	9,801	10,145	10,553	11,058	11,245	11,393	11,488	+1,687
受入児童数（人）	8,920	9,135	9,365	9,842	9,914	10,026	10,040	+1,120
ほか 小規模預かり (小規模預かりを含む) [※]				46 (9,888)	80 (9,994)	121 (10,147)	180 (10,220)	+180 (1,300)
待機児童数（人）	190	157	160	131	111	140	75	▲ 115

※ 小規模多機能・放課後児童支援事業（R4県補助金創設）による受入児童数

2. 利用時間の延長

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (速報値)	増減 (R元→R7)
18:30まで開所（箇所）	—	175 (72.0%)	201 (80.7%)	210 (81.4%)	218 (83.2%)	222 (84.1%)	217 (82.5%)	+42 (注)R2→R7増減
19:00まで開所（箇所）	59 (25.1%)	75 (30.9%)	85 (34.1%)	92 (35.7%)	95 (36.3%)	99 (37.5%)	110 (41.8%)	+51
長期休業中の 朝7:30から開所（箇所）	31 (13.2%)	40 (16.5%)	68 (27.3%)	68 (26.4%)	83 (31.7%)	85 (32.2%)	89 (33.8%)	+58

()内の％は各年度の児童クラブ数に占める割合

3. 放課後児童支援員の確保

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (予定)	増減 (R元→R7)
研修実施箇所数	3	7	7	8	9	9	9	+6
資格研修実施回数	3	10	9	10	11	12	12	+9
年度修了者数	197	220	209	255	247	231	—	—

こども家庭庁（R元～R4：厚生労働省）「放課後児童クラブの実施状況調査」及び市町村への聞き取りによる

〔調査時点〕 1, 2 … 5月1日時点（令和2年度のみ7月1日時点）※R7年度は速報値

3 … 各年度末

障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績について

1. 平均工賃月額の実績

		平均工賃月額			対前年度比	回答事業所数	
		R4年度	R5年度	R6年度	R6/R5	R5年度	R6年度
就労継続支援B型	目標額	20,724円	21,327円	28,600円	—	138事業所	142事業所
平均工賃月額（旧算定※）	実績額	20,141円	20,354円	—	—		
平均工賃月額（新算定※）	実績額	—	28,040円	29,506円	105.2%		
就労継続支援A型（雇用型）		100,019円	103,724円	107,724円	103.9%	32事業所	29事業所

※平均工賃月額の算定については、国から示された新たな算定方法を踏まえた見直しを実施

- ・令和4年度以前（旧算定）：平均工賃月額＝支払工賃総額÷工賃支払対象者の総数
→工賃支払対象者のうち、利用日数が少ない者が含まれる場合、平均工賃月額が低く算定される。
- ・令和5年度以降（新算定）：平均工賃月額＝支払工賃総額÷開所日1日あたりの平均利用者数

<実績に対する評価>

コロナ禍後の経済活動の持ち直しにより従来の取引先からの受注が回復したこと、事業所の営業活動により新規取引先が確保されたこと等により、平均工賃月額が増加した。

2. 島根県の平均工賃月額の順位

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
島根県	19,201円	19,749円	20,141円	28,040円	29,506円
全国平均	15,776円	16,507円	17,031円	23,053円	—
島根県の全国順位	9位	6位	7位	4位	—

3. 県の工賃向上支援事業（新商品開発、設備整備等）の活用事業所の状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
活用事業所の平均 事業所数（累計）	20,914円 (53事業所)	21,581円 (56事業所)	22,099円 (59事業所)	29,701円 (60事業所)	32,022円 (60事業所)
事業所の平均	19,201円	19,749円	20,141円	28,040円	29,506円

障がい者就労施設等からの物品等の調達について

1. 令和6年度までの調達実績

(単位:円)

	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調達目標額	-	42,000,000	-	46,000,000	-	46,000,000	-	46,000,000	-	46,000,000
実績額	484	67,657,361	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405	658	43,083,382
前年度比	-	-	-	54.3%	-	110.8%	-	97.0%	-	109.3%
調達目標達成率	-	-	-	79.8%	-	88.4%	-	85.7%	-	93.7%

(内容別)

(単位:円)

	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
印刷、情報処理	218	11,579,629	231	6,566,070	297	9,222,907	296	10,166,210	283	10,020,797
役 務	122	10,189,900	127	10,174,503	143	12,309,523	135	10,119,314	152	10,069,822
物 品	113	29,405,791	103	4,368,198	115	3,031,614	110	2,652,076	107	3,700,131
給食、弁当	31	16,482,041	25	15,601,643	29	16,108,812	37	16,497,805	116	19,292,632
計	484	67,657,361	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405	658	43,083,382

2. 令和7年度の調達方針(案)

(1) 調達目標額 46,000 千円

(単位:千円)

区分	目標金額	品目の例
印刷、情報処理	11,000	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし、HP管理
役 務	11,000	クリーニング、清掃、環境整備、施設管理、文書封入・発送、調査
物 品	4,000	啓発用品、イベントグッズ、防災用品、事務用品、切手
給食、弁当	20,000	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶、菓子
計	46,000	

(2) 今後の取組

- ・各所属に、障がい者就労施設が提供可能なサービスや物品等の情報提供をする。
- ・県と業務委託契約をしている事業者、障がい者就労施設等からの物品等の調達の協力を依頼する。
- ・各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。

島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)について

1. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

- ・令和4年6月に策定した現行の第1期計画が本年9月末で終期を迎えるため、令和7年3月に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、第2期計画を策定するもの。
- ・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復に向けた対策や、ギャンブル等依存症である者及びその家族への支援に関して、関係機関・団体と連携しながら取り組むべき事項を定めた計画とする。

(2) 計画の位置づけ

- ・「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成30年法律第74号)第13条第1項に基づき、都道府県が策定するよう努めることとされている都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ・「島根県保健医療計画」や「島根県アルコール健康障がい対策推進計画」との整合を図る。

(3) 計画期間

令和7年10月～令和11年3月

2. 計画の内容

(1) 基本理念

ギャンブル等依存症である者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自死、犯罪等の問題に密接に関連するため、これらの問題の根本的な解決が促されるよう、関連施策や関係機関との連携にも配慮しながら支援を行う。

(2) 基本施策

項 目	主な内容
1. 予防と普及啓発	・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進 ・医療・相談機関や自助グループ等に関する情報発信 ・若年世代に対する予防対策、<u>オンラインで行われるギャンブルに関する注意喚起</u> ・<u>警察によるオンラインカジノの取締りの強化</u> ・精神科医療機関等への依存症研修の実施 など
2. 早期発見と相談支援	・関係機関・団体での依存状態にあると見受けられる利用者の早期発見と相談支援 ・専門相談ダイヤル（心と体の相談センターに設置）での相談支援 など
3. 回復支援	・専門医療機関での治療、及び関係機関との連携による患者の地域生活支援 ・心と体の相談センターでのギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラムの提供 ・自助グループ等によるギャンブル等依存症である者や家族への相談支援 など
4. 基盤整備	・行政・医療・関係機関・団体等によるギャンブル等依存症対策推進体制の設置 ・専門相談・回復支援プログラム提供人材の育成、<u>自助グループ等の活動支援</u> など

3. スケジュール

- 令和7年5月 第1回島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（計画素案の審議）
- 6月 環境厚生委員会に計画(素案)の報告
- 7月 パブリックコメントの実施
- 8月 第2回島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（計画案の審議）
環境厚生委員会にパブリックコメント結果・計画(案)の報告
- 9月 計画の策定・公表